

平成25年生活保護基準訴訟最高裁判決を踏まえた保護費等追加給付業務委託
企画提案公募実施要領

福岡県では、標記事業を委託して実施する予定であり、受託候補者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施します。

1 事業の目的

本事業は、「平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等について（令和8年2月20日社援発0220第1号厚生労働省社会・援護局長通知）」（以下「局長通知」という。）に基づき、平成25年生活保護基準改定により、保護費の引き下げの影響を受けた世帯のうち、現在は生活保護が廃止されている世帯等に対して、国の定める基準に基づき、円滑に追加給付を行うことを目的とする。

2 事業内容

別途提示する「平成25年生活保護基準訴訟最高裁判決を踏まえた保護費等追加給付業務委託仕様書」のとおり。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（予定）

4 予算規模

150,409,792円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 応募資格

以下の基準を満たす団体とする。

- (1) 仕様書で定める業務内容の遂行に必要な人員配置が可能であること。
- (2) 定款または規約等で組織の運営について定めていること。
- (3) 予算、決算、事業報告等を的確に行っていること。
- (4) 類似の事業の委託、または公的機関からの事業の委託を受けた実績があること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (6) 特定の公務者（その候補者等を含む）又は政党を推薦、支持又は反対をすることを目的としていないこと。
- (7) 役員に、次のいずれかに該当する者がいないこと。

- ① 破産者で復権を得ない者

- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなった日から2年を経過しない者
- (8) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に反しないこと。
- (9) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (10) 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上受託機関となることが相応しくないと福岡県福祉こども政策部保護・援護課長が判断する者でないこと。
- (11) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認定決定がなされていること。
- (12) 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (13) 個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講じていること。

6 企画提案に関する質問及び回答

- ・企画提案公募に係る質問は電子メールにて受け付けます。
- ・質問がある場合は、別添「平成25年生活保護基準訴訟最高裁判決を踏まえた保護費等追加給付業務企画提案公募に係る質問書（様式第2号）」を「12 書類の提出先及び問合せ先」に記載のアドレスまで提出願います。なお、提出後には電話でご一報ください。
- ・質問の受付期間は、令和8年4月27日（月）17時までとします。それ以降の質問には回答できませんのでご注意ください。
- ・質問に対する回答は、福岡県ホームページ「平成25年生活保護基準訴訟最高裁判決を踏まえた保護費等追加給付業務委託に関する企画提案募集について」内に随時公開する方法で回答します。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ電子メールにて回答いたします。

7 企画提案公募説明会の開催

(1) 開催日時

令和8年5月7日（木）13時から1時間30分程度

(2) 場所

福岡県庁地下1階 福祉こども政策部会議室

（住所：福岡県福岡市博多区東公園7番7号）

(3) 説明会参加申込方法

令和8年4月27日（月）17時までに、説明会参加申込書（様式第1号）を電子メールにて、「12 書類の提出先及び問合せ先」に記載のアドレスまで提出ください。

（4）その他

説明会の参加は企画提案公募申込の要件ではありません。また、説明会の参加の有無は選定に係る審査に影響しません。

8 企画提案公募申込の手続き

（1）提出書類

① 企画提案公募参加申込書（様式第3号）

② 誓約書（様式第4号）

③ 企画提案書

（※様式（例）に記載する項目、内容を基に作成してください。）

④ 事業見積書（様式第5号）

⑤ 団体の定款・寄附行為等の写し

⑥ 役員名簿

⑦ パンフレット等団体の概要や事業内容が分かる資料

（2）提出部数

①、②、⑤、⑥については各1部、③、④、⑦については各5部（全てA4版、縦綴・片面印刷）

（3）提出先

「12 書類の提出先及び問合せ先」のとおり

（4）提出期限及び提出方法

令和8年5月15日（金）17時まで（必着）（持参又は郵送）

※ 提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受け付けません。

※ 書類を持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

※ 電子メール及びFAXによる提出は受け付けません。

9 受託候補者の選定

（1）選考の方法

提出期限到来後、企画提案書のプレゼンテーションを実施します（5月20日実施予定。正式な日時・場所は提出期限到来後にお知らせします）。

プレゼンテーションで企画提案内容の説明を受けた上で、審査委員会において企画提案の内容を総合的に審査し、最も優秀な企画提案を行った団体を受託候補者として選定します。

審査にあたっては、別添の企画提案選定に係る審査基準に基づいて各委員が評価点を付け、各委員の評価点の合計が最も高い団体を受託候補者として選定します。

ただし、最高得点であっても、審査項目の中で著しく評価の低い項目がある場合には、受託候補者として決定しない場合があります。また、最高得点が満点の半分に満たない場合には、「受託候補者なし」とする場合があります。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、申込団体に対して文書で通知します。

10 受託候補者選定後の手続き等

(1) 受託候補者との協議

受託候補者となった団体と、事業実施の細目について協議を行います。

この場合、必要に応じて受託候補者の企画提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において、修正を求めることができます。

なお、受託候補者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった申込団体を受託候補者として、協議を行うことがあります。

(2) 委託契約の締結

協議終了後、委託契約を締結します。

11 その他留意事項

(1) 企画提案書等の著作権は申込団体に帰属しますが、県は、公表等必要な場合は、企画提案書等の内容を無償で利用できるものとします。

(2) 申請は、1団体につき1件とします。

(3) 次に該当する場合は失格とします。

① 応募資格を満たさなくなった場合または応募資格を満たさないことが判明した場合

② 提出された書類に虚偽または不正があった場合

(4) 提出期限経過後の書類の差し替えは認めません。

(5) 提出された書類は返却しません。

(6) 提出された書類は選定事務に必要な範囲で複製を作成する場合があります。

(7) 企画提案に要する費用は、申込団体の負担とします。

(8) 応募受付後に申込を辞退する場合は、書面（様式任意）にて辞退届を提出してください。

12 書類の提出先及び問合せ先

福岡県福祉こども政策部 保護・援護課 保護指導係 園田

郵便番号：812-8577

住 所：福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号：092-643-3296

E-mail：hogo-shidou@pref.fukuoka.lg.jp